

第三期鳥取県医療費適正化計画 骨子案

資料1

H290727

ゴシック下線が現行計画からの主な追加・変更箇所。

第二期計画	第三期計画(案)	変更(を検討する)理由
第1章 計画の基本的事項	第1章 計画の基本的事項	
1 背景	1 策定の背景	
2 趣旨	2 策定の根拠	
3 施策の柱	3 施策の柱	
県民の生涯にわたる健康の保持	県民の生涯にわたる健康の保持・増進	
適切な医療の効率的な提供	適切な医療の効率的な提供	
	保険者による医療費適正化の推進	
4 計画の期間	4 計画の期間	「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正により、計画期間が6年に変更されたため。(医療計画・介護保険事業支援計画との整合性を踏まえた改正。)
平成25年4月～平成30年3月(5年間)	平成30年4月～平成36年3月(6年間)	
	5 他の計画との関係	
第2章 医療費を取り巻く現状と課題	第2章 医療費を取り巻く現状と課題	
1 現状	1 現状	
	(1) 本県の人口の現状	
(1) 医療費の動向	(2) 医療費の動向	
(2) 疾患の状況	(3) 疾患の状況	
(3) メタボリックシンドロームの状況	(4) メタボリックシンドロームの状況	
(4) 特定健診の受診状況	(5) 特定健診の受診状況	
(5) 喫煙の状況	(6) 喫煙の状況	
(6) 飲酒の状況	(7) 飲酒の状況	
(7) 歯・口腔の健康の状況	(8) 歯・口腔の健康の状況	
(8) 平均在院日数の状況	<del>(8) 平均在院日数の状況</del>	国基本指針の目標事項から項目が削除されたため。
(9) ジェネリック医薬品の使用状況	(9) ジェネリック医薬品の使用状況	
2 課題と施策の方向性	2 課題と施策の方向性	
(1) 県民の生涯にわたる健康の保持	(1) 県民の生涯にわたる健康の保持・増進	
<現状と課題>	<現状と課題>	
<施策の方向性と主な取組>	<施策の方向性と主な取組>	
保険者による特定健康診査及び特定保健指導の推進支援	保険者による特定健康診査及び特定保健指導の推進支援	
特定健康診査及び特定保健指導の従事者に対する人材育成	特定健康診査及び特定保健指導の従事者に対する人材育成	
保険者における健診結果データ等の活用の推進	保険者間における特定健診等のデータの活用	
	医療機関との連携	
後期高齢者の健康づくりの促進	糖尿病性腎症重症化予防の推進	国基本指針において糖尿病の重症化予防の取組として例示されているため。
たばこに対する対策	後期高齢者の健康づくりの促進	
飲酒に対する対策 県独自	たばこに対する対策	
歯・口腔の健康対策 県独自	飲酒に対する対策 県独自	
	歯・口腔の健康対策 県独自	
(2) 適切な医療の効率的な提供	(2) 適切な医療の効率的な提供	
<現状と課題>	<現状と課題>	
<施策の方向性と主な取組>	<施策の方向性と主な取組>	
医療機関の機能分化・連携	医療機関の機能分化・連携	
在宅医療・地域ケアの推進	在宅医療・地域ケアの推進	
医療の適正な受診の促進	医療の適正な受診の促進	
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品の使用促進	
(3) 保険者による医療費適正化	(3) 保険者による医療費適正化	
<現状と課題>	<現状と課題>	
	<施策の方向性と主な取組>	

